

八尾市水道局電子入札運用基準

1 趣旨及び適用範囲

(1) 趣旨

この基準は八尾市水道局が八尾市電子入札システムを用いて入札及び入札に関連する事務を行う場合の事務取扱について、地方自治法、同法施行令その他の関係法令及び八尾市水道局契約規程に定めるほか、必要な事項を定めるものとする。

(2) 適用範囲

この基準は、あらかじめ電子入札で行うものとして、八尾市水道局が指定及び公表する建設工事及び業務委託に係る発注案件に適用する。

2 用語の定義

この基準において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 八尾市電子入札システム

八尾市水道局の発注する建設工事及び業務委託に係る入札を執行するための情報システム（八尾市水道局の使用に係る電子計算機と入札参加者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下、「システム」という）をいう。発注案件の登録から競争参加資格確認申請書・入札書の提出及び受理並びに落札者の決定までの事務をシステムによって処理する。

(2) 電子入札

システムを使用して執行する入札をいう。

(3) 紙入札

電子入札によらず、従来どおり紙媒体を使用して執行する入札をいう。

(4) ICカード

電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行する電子入札用ICカードをいう。電子的な証明書を格納しており、なりすましや改ざんを防止するために使用される。

(5) 電子ファイル

電子入札においてシステムが扱うことのできる電子文書をいう。

3 電子入札による発注案件の取扱い

(1) 電子入札の対象

上記1(2)に規定する発注案件は、電子入札により行うものとする。この場合、全ての入札参加者がシステムによって電子入札を行うものとし、他の方法による入札参加は認めない。

(2) 電子入札の中止

入札執行の前、又は執行中に、次のいずれかの事由が生じ、電子入札システムによる入札の執行が困難、又は執行すべきでないと認められるときは、入札の執行を中止する場合がある。

ア システムに障害が発生したとき。

- イ 天災、広域・地域的停電等により通信障害等が発生したとき。
- ウ その他やむを得ない事由によるとき。

4 電子入札発注案件の明示

電子入札発注案件においては、その旨を明示するため下記の事項を記載するものとする。

(1) 工事名、業務名への記載

発注案件名に続けて「(電子入札案件)」と記載する。

設定例： ○○工事 (電子入札案件)

(2) 工事(業務)概要への記載

工事(業務)概要に、「本工事(業務)は競争参加資格確認申請書、入札書の提出等を電子入札システムによって行う工事(業務)である。」などの記載をする。

5 発注案件の設定等

(1) 各受付期間等の設定

ア 入札書の受付は、あらかじめ設定した日をもってシステムによって締切ることとし、その後は入札書を受付けない。

イ 入札書の受付を終了する日(以下「入札締切日」という。)及び時間は公告及び入札要領等(以下「公告等」という。)に記載するものとする。

ウ 受付された入札書を開札する日(以下「開札日」という。)及び時間は、入札締切日の翌日を標準として、適切な日時を定めるものとし、公告等に記載するものとする。

エ その他の期間等日時の設定は、紙入札における運用に準じて定めるものとする。

(2) 予定価格等の記載

システムにおいては、予定価格及び最低制限価格は消費税及び地方消費税を除く金額で表記する。

(3) 公告日及び指名通知日(以下「公告日等」という。)以降の発注案件登録情報の修正及びその手順

公告日等以降において、発注案件登録情報について修正が必要となった場合は、以下の手順により、速やかに変更を行うものとする。

ア 一般競争入札又は公募型指名競争入札においては、修正必要案件に対して競争参加資格確認申請が行われるのを防ぐため、締切日時を入札書受付開始日時の1分後に変更する。

(修正例：受付開始日時13:00 同締切日時13:01)

イ 件名に修正登録を行い、修正必要案件である旨を入札参加者に示す。

(修正例：「本案件は、内容を修正するため取り消し、同一案件名称により再登録する。」)

ウ 新規発注案件として改めて登録する。

6 競争参加資格確認申請等

(1) 競争参加資格確認

一般競争入札又は公募型指名競争入札においては、入札参加者が入力した情報等をもとに次のとおり審査するものとする。

ア システムによって機械的に審査できる項目（以下、「機械審査項目」という。）は、システムによって審査し、資格要件を満たしている場合には、一般競争入札においては参加資格がある旨を記載した競争参加資格確認通知書を、公募型指名競争入札においては指名通知書を、システムによって発行する。

資格要件を満たしていない場合には、一般競争入札においては参加資格がない旨を記載した競争参加資格確認通知書を、公募型指名競争入札においては非指名通知書を、システムによって発行する。

なお、入札参加者の入力した情報、審査内容・結果は、開札まで確認することができない。

イ 開札後、予定価格の範囲内で最低の価格を入札した者を資格確認の対象者とし、機械審査項目以外の資格要件について審査して参加資格を確認する。

（２）添付資料の提出

競争参加資格確認申請書又は技術資料等の添付資料は、次のいずれかの方法により提出を求めるものとする。

ア システムによって電子ファイルとして提出するもの

電子ファイルの作成に使用するアプリケーションソフト及びファイルの形式は次の表に掲げるものとする。電子ファイルの圧縮を認める場合は、LZH又はZIP形式を指定し、自己解凍方式は指定しないものとする。（電子ファイルの大きさは1MB以内とすること。）

番号	使用アプリケーション	ファイル形式（いずれもMicrosoft Windows用とする）
1	Microsoft Word	Word 95以降のバージョンでの保存
2	Microsoft Excel	Excel 95以降のバージョンでの保存
3	その他のアプリケーション	PDFファイル（Acrobatで作成のもの） 画像ファイル（JPEG形式、GIF形式、TIFF形式）

注）ファイル保存時、送信時に失われる機能は使用しないものとする。

イ 郵送で提出するもの

あらかじめ期日等を指定して、すべての入札参加者に対して郵送での提出を求める場合は、次のとおりとする。

（ア）提出する資料は一括して郵送するものとし、システムによる電子ファイルの提出との併用又は持参は認めない。

（イ）資料の郵送到達日は入札締切日を指定し、資料が指定日までに到達しない場合は、その入札参加者の入札は無効とする。

（ウ）郵送は、配達記録が残る方法によることとし、一般書留又は簡易書留に限定する。到達期限、郵送先その他表記必要事項及び注意事項等は、公告等に記載する。

（郵送方法の例示）

配達記録が残るもの（一般書留又は簡易書留）により郵送すること。一般書留又は簡易書留以外の方法で郵送した場合は、その入札参加者の入札は無効とする。

・ 到達期限 平成〇〇年〇〇月〇〇日（必着）

到達期限までに到着しない場合は、その入札参加者の入札は無効とする。

- ・ 郵送先 〒581-0007
日本郵便株式会社八尾支店留
八尾市水道局経営総務課

- ・ 封筒の表面に表示すべき事項

封筒の表面には「八尾市水道局発注案件」、「入札参加者の商号又は名称」「開札日(平成〇〇年〇〇月〇〇日)」「入札案件(工事)名」を記載し、加えて「競争参加資格確認申請資料在中」と朱書きすること。

ウ 窓口で提出するもの

あらかじめ期日等を指定して、落札候補者に対して窓口での提出を求める場合は、次のとおりとする。

(ア) 提出する資料は、窓口を持参するものとし、システムによる電子ファイルの提出との併用又は郵送による提出は認めない。

(イ) 資料が提出期限までに提出されない場合は、落札候補者の資格を失うものとする。

7 連絡事項確認

入札参加者に対し、電子入札の手続き等に関して通知を行う場合は、システム、八尾市水道局ホームページ等により情報を提供するものとする。

連絡事項の情報を閲覧しなかったことによる手続きの不備においては、異議を一切認めないものとする。

8 設計図書等に対する質疑回答

入札参加者が質疑を行う場合は、入札参加者名を特定できる内容を記載しないこと。なお、指名競争入札の入札参加者についてはこの限りでない。質疑及び回答の方法については、公告等に記載するものとする。

9 入札書等の提出

(1) 入札書の無効等

入札金額、くじ入力番号等必要な事項の入力を欠き、又は電子ファイルの入札金額内訳書が添付されていない入札書は無効とする。

入札書記載の入札金額においては、消費税相当額を除いた金額とする。

- ・ 入札書の入力は注意して正確に行い、入札書送信内容確認画面において確認を行ってから入札書の提出を行うこと。
- ・ 入札書の提出は、入札締切日時までに完了すること。時間に余裕のないときにシステム障害などで提出できないこともあるので、できるだけ期間の早い時期に提出することを薦める。
- ・ パソコン等の利用環境により、送信が長時間となることがあるため、入札締切日時ま

でに余裕をもって入札書の提出を行うこと。

- ・ 入札書が正常に送信されたことを、入札書受信確認通知又は入札状況一覧において確認すること。

(2) 入札書未到達の入札参加者の取扱い

入札締切日時に入札書がシステムに到達していない場合は、当該入札参加者が入札を辞退したものとみなす。

(3) 入札金額内訳書の提出

入札金額内訳書は、本市指定の様式による電子ファイルをシステムによって提出するものとする。ただし、別途郵送によることを指定した場合を除く。

(4) 入札金額内訳書の提出方法

入札金額内訳書をシステムによって電子ファイルで提出する場合は、前記6(2)アに準じるものとする。また、すべての入札参加者に対して郵送等での提出を求める場合は、前記6(2)イに準ずるものとする。

10 開札

開札日時以降にシステムによって速やかに開札を行う。

11 開札後の処理等について

(1) 入札状況の公開

開札後は速やかに入札状況の公開を行うものとする。

(2) 入札金額内訳書の確認

入札参加者全ての入札金額内訳書を確認する。

(3) 落札候補者の決定

予定価格の範囲内で最低の価格を入札した者（あらかじめ、最低制限価格を設けている場合は、この限りではない。）を落札候補者とし、その落札候補者について前記6(1)に定める競争参加資格の確認（以下「資格確認」という。）を行う。

(4) 最低金額で複数の入札書が提出された場合（電子くじ）

落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、システムの電子くじ機能によるくじを実施し、落札候補者を決定する。

なお、電子くじの仕組みは次のとおりとする。

ア 入札者が入力した任意の3桁以内のくじ用数値（くじ値）に、入札書がサーバーに到達した時間の秒（入札秒＝くじ用乱数）を足す（下3桁有効）。

イ くじ対象者について、入札書がサーバーに到達した順（入札順）に1. 2. 3・・・と到達番号を割り当てる。

ウ 次の計算式によって「余り」を算出する。

くじ対象者のアの数之和／くじ対象者数

エ くじ対象者数から「余り」を引き、この数値とイの到達番号が一致した者が落札者となる。

(5) 落札者の決定

資格確認の結果、有効であると認められた者を落札者とし、失格とした場合は、次順位以降の者について順次資格確認を行い、落札者を決定する。なお、指名競争入札においては、資格確認を行わない。落札者には落札者決定通知書を発行する。

(6) 検証（公開）機能における公開基準

検証（公開）機能においては、すべての入札参加者の公開を原則とする。

12 入札参加者のＩＣカード（代表者の権限の委任等）

(1) 電子入札に使用できるＩＣカード

電子入札に参加できる者は、八尾市競争入札参加資格者名簿（以下、「参加者名簿」という。）に登録されている者の内、システムにＩＣカード登録をしている者とする。

なお、ＩＣカードの名義は、次のいずれかであること。

ア 参加者名簿に登録されている者の代表者（以下「代表者」という。）

イ 代表者から入札、見積及び契約に関する権限について年間委任状により委任を受けた者（以下「受任者」という。）

ウ 代表者から代理人として電子入札に関する入札、見積についての権限の委任を受けた者

（ＩＣカード登録を行う前に、当該ＩＣカードの名義人が代表者から電子入札に関する入札、見積についての権限を委任されている旨が記載された委任状を提出すること。委任期間は参加者名簿の有効期限を限度とする。）

(2) ＩＣカードが失効した場合の取扱い

電子入札に参加することができるＩＣカードの保有者が、当該企業に属さないこととなった場合等により失効したときには、当該ＩＣカードによる電子入札への参加を認めない。

なお、入札参加者に対しこのような事態に備えてＩＣカードの複数枚の登録を行うことを推奨する。

(3) 特定建設工事共同企業体におけるＩＣカードの取扱い

特定建設工事共同企業体（以下、「特定ＪＶ」という。）用に使用できるＩＣカードは、当該特定ＪＶの代表構成員に属する前記12（1）に規定する者とする。

また、特定ＪＶの行う入札にあつては、当該特定ＪＶの協定書および代表構成員が入札、見積に関する権限を有する旨が記載された委任状を提出させるものとする。なお、提出方法においては、6（2）ウに準ずるものとする。

(4) ＩＣカード登録情報の変更

入札参加者が登録を行ったＩＣカードの連絡先情報（連絡先メールアドレス、連絡先電話番号、連絡先住所等）については、入札参加者が随時変更することを認めるものとする。

13 不正行為等による入札の取扱い

入札参加者がＩＣカードを不正に使用等した場合には、当該入札参加者の指名を取り消す等、当該入札への参加を認めないことができる。落札後に不正使用等が判明した場合には、契約締結前であれば、契約締結を行わないことができる。また、契約締結後に不正使用等が判明した場合には、契約を解除することができる。

＜I Cカードを不正に使用した場合の例示＞

(ア) 他人のI Cカードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した場合。

(イ) 代表者が変更となっているにもかかわらず、変更前の代表者のI Cカードを使用して入札に参加した場合。

(ウ) 同一案件に対し、同一業者が故意に複数のI Cカードを使用して入札に参加した場合。

14 システム障害時等の取扱い

(1) 入札参加できない場合の措置

入札参加者の所有する機器や使用するインターネット接続業者の障害などにより電子入札に参加できない場合は、代替措置を講じないものとする。

このため、あらかじめ入札参加者に対しては、不測の事態に備えてバックアップ用機器等の整備を奨励するものとする。

(2) システム等の障害による日時の変更及び時間延長

システムに障害が発生した場合には、入札締切日時及び開札日時の変更（延長）を行うことができる。この場合には、電子メールでの通知、ホームページ等その他の手段を用いて周知に努める。

(3) 天災等により、電子入札を行うことができない場合の措置

天災広域・地域的停電等により通信障害等が生じ、システムが利用できなくなった場合の取扱いは、前記14（2）と同様とする。

附則

1 この運用基準は、平成21年4月1日から施行する。

附則

1 この運用基準は、平成23年4月1日から施行する。

附則

1 この運用基準は、平成24年4月1日から施行する。

附則

1 この運用基準は、平成25年4月1日から施行する。

附則

1 この運用基準は、平成27年4月1日から施行する。